

株 式 取 扱 規 則

(2022年 9 月 1 日 改 定)

パナソニック ホールディングス株式会社

第 1 章 総 則

目 的	第 1 条 当会社における株式に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関(以下「証券会社等」という。)が定めるところによるほか、定款の規定にもとづき、この規則の定めるところによる。
株主名簿管理人	第 2 条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 同事務取扱場所 大阪府中央区北浜四丁目 5 番 33 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第 2 章 株主名簿への記録等

株主名簿への記録	第 3 条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等 機構からの通知(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第 154 条第 3 項に規定された通知(以下「個別株主通知」という。)を除く)により行うものとする。 ② 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。 ③ 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。
株主名簿記載に係る届出	第 4 条 株主は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。 なお、届出内容に変更があった場合も同様とする。
法人の代表者	第 5 条 法人である株主は、その代表者を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。 なお、代表者を変更した場合も同様とする。
共有株式の代表者	第 6 条 株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、共有者連署のうえ、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。 なお、代表者を変更した場合も同様とする。
法定代理人	第 7 条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称

	<p>および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。</p> <p>なお、法定代理人の変更および解任があった場合も同様とする。</p>
<p>外国居住株主等の 通知を受けるべき 場所の届出</p>	<p>第8条 外国に居住する株主、登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所、または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。</p> <p>なお、常任代理人または株主に対する通知を受けるべき場所の変更および解任があった場合も同様とする。</p>
<p>機構経由の 確認方法</p>	<p>第9条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。</p>

第3章 株 主 確 認

<p>株 主 確 認</p>	<p>第10条 株主(個別株主通知を行った株主を含む。)が請求その他株主権行使(以下「請求等」という。)をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証明するもの(以下「証明資料等」という。)を添付し、または提供するものとする。</p> <p>ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りではない。</p> <p>② 当会社に対する株主からの請求等(ただし、単元未満株式の買取および買増請求を除く。)が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しないものとする。</p> <p>③ 代理人により請求等をする場合は、株主が署名または記名捺印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。</p> <p>④ 代理人についても第1項および第2項を準用する。</p>
----------------	---

第4章 株主権行使の手続き

<p>書 面 交 付 請 求 お よ び 異 議 申 述</p>	<p>第11条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求(以下「書面交付請求」という。)および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。</p>
--------------------------------------	---

少数株主権等	<p>第12条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名または記名捺印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。</p>
単元未満株式の買取請求の方法	<p>第13条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の買取を請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等を通じて行うものとする。</p> <p>② 前項の請求の効力は、かかる請求書(請求事項を記録した電磁的記録を含む。以下同様)が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出されたときに生じる。</p>
買 取 価 格	<p>第14条 単元未満株式の1株当たりの買取価格は、かかる買取請求の効力発生日の東京証券取引所の最終価格とする。</p> <p>ただし、その日に東京証券取引所において売買取引がないときは、その後、同取引所において最初になされた売買取引の成立価格とする。</p>
買 取 代 金 の 支 払	<p>第15条 買取代金は、当会社が別途定めた場合を除き、前条の買取価格が決定した日の翌日から起算して4営業日以内の当会社が指定した日に、買取請求を受けた場所において、買取請求者に支払うものとする。</p> <p>② 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。</p>
買 取 株 式 の 移 転	<p>第16条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条第1項の場合においては支払を完了した日、第2項の場合においては、支払手続きが完了した日に当会社に振替するものとする。</p>
単元未満株式の買増請求の方法	<p>第17条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)するときは、機構の定めるところにより、証券会社等を通じて行うものとする。</p> <p>② 前項の請求の効力は、かかる請求書が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出されたときに生じるものとする。</p>
自己株式の残高を超える買増請求	<p>第18条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、当会社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、効力を生じないものとする。</p>
買 増 価 格	<p>第19条 単元未満株式の1株当たりの買増価格は、かかる買増請求の効力発生日の東京証券取引所の最終価格とする。</p> <p>ただし、その日に東京証券取引所において売買取引がないときは、その後、同取引所において最初になされた売買取引の成立価格とする。</p>

買増株式の移転	第20条 買増請求を受けた単元未満株式は、前条による買増代金の受領を確認した日に買増請求者の口座への振替の申請を行うものとする。
買増請求の受付停止期間	<p>第21条 当社は、毎年3月31日から起算して10営業日前から3月31日までの間、および9月30日から起算して10営業日前から9月30日までの間、買増請求の受付を停止する。</p> <p>② 前項にかかわらず、当社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。</p>
株主提案議案の株主総会参考書類記載	<p>第22条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当社が定める分量は以下のとおりとする。</p> <p>1. 提案の理由：各議案400字以内</p> <p>2. 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項：各候補者400字以内</p>

第5章 特別口座の特例

特別口座の特例	<p>第23条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。</p>
---------	---

附則

本規則の改定は、2022年9月1日から実施する。